

律蔵が示す浄施の種々相

山 極 伸 之
(佛 教 大 学)

【1】はじめに

現存する律蔵には、伝統的に浄法と呼ばれる特殊な概念が見いだされる。これは学処等によって制限されている仏教者の規定を、特定の条件のもとに適法化する手段であり、律蔵中に様々な形態で存在している。浄法は、仏教教団がいかなる形態で存続し、また現実社会との関係の中でどのように変化していったかを知る上で重要な要素であると同時に、律蔵自体の成立史・変遷史を考える上でも不可欠な視点と考えられるが、残念ながら現存する個々の律文献に示されるすべての用例を詳細に検討し、各部派ごとの特殊性を踏まえた上で考察を加えた総合的な研究は未だ行われていない。このような問題意識に立って、筆者は律蔵中にみられる浄法を総合的に捉え直す研究に取り組んでいるが、本小論では、特に「浄施」と呼ばれる概念に注目し、諸律にみられる用例を、捨墮1条および波逸提59条（ただし律によって何条に配置されるかは異なる）に限定して取り上げ、比較検討を行いながら、その内容や意味について若干の考察を行いたい。⁽²⁾

【2】 〈パーリ律〉に見られる淨施

1) Nissaggiya-pācittiya 1 条

〈パーリ律〉の捨墮1条は以下のよう⁽³⁾に示される。

【学処】

niṭṭhitacīvarasmim̐ bhikkhunā ubbhatasmim̐ kathine dasāhaparamaṃ atirekacīvaraṃ dhāretabbaṃ. taṃ atikkāmayato nissaggiyaṃ pācittiyaṃ. (VRI Pār. 303.12—13; PTS VP3, 196.9—11)

衣(=作衣の時期)がすでに終わり、カティナ [衣] を捨ててから十日間を最長として、比丘は余分の衣を保持しても構わない。それを過ぎれば捨墮となる。

これは、特別に許された時期以外⁽⁴⁾に、比丘が三衣以外の余分の衣を保持することを十日間に限って許可し、それを過ぎて所持することを禁止するものである。所持が禁止される衣 (atirekacīvara 「余分の衣」) について説明する箇所に、以下の記述が見いだされる。

【条文解釈】

atirekacīvaraṃ nāma anadhiṭṭhitaṃ avikappitaṃ | cīvaraṃ nāma channaṃ cīvarānaṃ aññataraṃ cīvaraṃ, vikappanupagaṃ pacchimaṃ. (VRI Pār. 303.19—20; PTS VP3, 196.19—21)

「余分の衣」とは受持されたものでなく、⁽⁵⁾淨施されていないものである。「衣」とは六種の衣(=亜麻；木綿；絹；毛布；麻；粗麻)のうち⁽⁵⁾のいずれかの衣であって、淨施に該当する最小 [善逝の指で長さ八指・幅四指を超えない量] のものである。

ここに avikappita, vikappanā という語があらわれる。ほとんどの漢

訳律で「浄施」と訳されている語が、〈パーリ律〉経分別で用いられるのはこの部分が最初であり、「余分の衣」の具体的な解説が、vikappeti (vikappita; avikappita; vikappanā) という語によって、「受持」adhitteti (adhittita; anadhittita) と並んで使用されている。先の条文解釈では「余分の衣」は「浄施されていないもの」と定義され、加えてその衣は「浄施に該当するもの」とも定義されている。これは、浄施 (vikappita/vikappanā) が規定の適用の上で例外条件となっていることを示し、両条件に合致していれば罪には該当しないことを意味している。これにより、現存する〈パーリ律〉の経分別が編纂された時点で、浄施という特定の手続きがなされた衣に関しては、規則に違反しないという考え方が成立していたことになる。⁽⁶⁾ところが、奇妙なことに具体的な浄施の方法や手続きの仕方が、捨墮1条中では全く示されていない。⁽⁷⁾本規定の場合、学処自体が浄施を前提に成立しているわけではないが、経分別全体では浄施という規制緩和の便法が確立されている状態が示されていて、なおかつその具体的な方法が示されないという状況が存在する。まず、この点に注意が必要である。⁽⁸⁾

2) Pācittiya59条

次に波逸提59条の学処と条文解釈は以下のような内容となっている。

【学処】

yo pana bhikkhu bhikkhussa vā bhikkhuniyā vā sikkhamānāya vā sāmaṇerassa vā sāmaṇeriyā vā sāmāṃ cīvaraṃ vikappetvā appaccuddhāraṇaṃ paribhuñjeyya, pācittiya”nti | (VRI Pāc, 164. 3—4; PTS VP4, 121. 30—33)

およそ比丘が、比丘あるいは比丘尼あるいは式叉摩那あるいは沙弥あ

るいは沙弥尼に自ら衣を浄施して、返還されていないのに使用すれば波逸提となる。

【条文解釈】

vikappanā nāma dve vikappanā-sammukhāvikappanā ca parammukhāvikappanā ca | sammukhāvikappanā nāma “imaṃ cīvaraṃ tuyhaṃ vikappemi itthannāmassa vā”ti | parammukhāvikappanā nāma “imaṃ cīvaraṃ vikappanattāya tuyhaṃ dammi”ti | tena vattabbo — “ko te mitto vā sandiṭṭho vā”ti? “itthannāmo ca itthannāmo cā”ti | tena vattabbo “ahaṃ tesaṃ dammi, tesaṃ santakaṃ paribhuñja vā vissajjehi vā yathāpaccayaṃ vā karohi” ti | appaccuddhāraṇaṃ nāma tassa vā adinnaṃ, tassa vā avissasanto paribhuñjati, āpatti pācittiyassa | (VRI Pāc, 164. 14—165. 2; PTS VP4, 122. 9—18)

「浄施」とは二種の浄施 [すなわち]「直接的な（対面者への）浄施（＝現前浄施）」と「間接的な（不在者への）浄施（＝展転浄施）」である。「直接的な浄施」とは「この衣をあなたに浄施します、あるいはこれこれという名の [あなたに浄施します]」と [言うて行く] ものである。「間接的な浄施」とは「この衣を浄施のためにあなたに与えます」と [浄施をなす者が言う] ものである。「誰があなたの友人あるいは知人ですか」と言うべきであり、「これこれという名の者と、これこれという名の者です」と [浄施した者は言うべきである]。そ [の衣を与えられた者] は「私は [あなたが名前を示した] 彼らに与えます。あなたは、彼らの所有物を使用し、あるいは贈与し、あるいは意のままになしなさい」と言うべきである。「返還されていないのに」とは、そ [の浄施をなした者] に与えられず、あるいはそ [の衣

を与えられた者] を信用せずに使用することであり、[その場合には] 波逸提の罪となる。

学処中の vikappetvā に対する条文解釈において、この手続きの具体的な内容が初めて示されるが、まず浄施の方法には二種あるとされる。「直接的な浄施」は、A比丘が、直接B比丘に「この衣をあなたに浄施します、あるいはこれこれという名の [あなたに浄施します]」という言葉で行うもので、衣の所有権はBに移るが、その衣の使用権は依然としてA比丘に残ると考えられ、A比丘は、必要に応じてその衣を使用することが可能となる。一方、「間接的な浄施」の場合、A比丘がB比丘に「浄施のために」と断って衣を与え、B比丘が、A比丘のかわりに、そこにはいないA比丘の友人や知人であるC比丘に衣を浄施することを示している。ここで、衣の所有権はB比丘を介してC比丘に移るが、その衣の使用権は依然としてA比丘に残ることになる。こうして浄施が成立するのであるが、これらの手続きの後に、B比丘はA比丘に衣の使用を認める「返還」を行うことになる。ところが、その返還が行われていないうちに、あるいはB比丘を信用せずに強引に衣を取り戻すならば罪に該当するというのがこの学処の意図する所と考えられる。

〈パーリ律〉の場合、波逸提59条は浄施に関する具体的な手続き内容を示す箇所と言える。本規定にもとづいて考えた場合、浄施とは、衣の所有権だけを形式的に他者（あるいはその者を介してさらに別の者）に譲渡する手続きであり、その直後に衣だけが元の比丘へと返還（あるいは委託）され、所有権を有する者の代わりに浄施した比丘が用いるのであるが、その返還手続きなしに衣を使用することを禁ずるのが、波逸提59条の目的である。ただし、この箇所においても、浄施がなぜ、どのように導入されたかについての記述は存在しない。一方で、このような手続きの存在を前提

として、先に見た捨墮1条が成立すると考えられる。この二例を踏まえながら、以下、他律について、この二つの学処に対応する部分を提示していく。

【3】『五分律』に見られる淨施

1) 尼薩耆波逸提1条

『五分律』の捨墮1条は以下のように説かれる。

【学処】

若比丘三衣竟。捨迦絺那衣已。長衣乃至十日。若過尼薩耆波逸提。

(T22, 23b24—25)

学処はパーリとよく対応するが、その後が続く条文解釈と判例とをまとめて説く部分で、以下のような記述があらわれる。

【条文解釈&判例】

十日者。若一日得衣。應即日捨。若受持若施人若淨施。若即日不捨。二日更得衣。應此日皆捨。若此日不捨。三日乃至十日更得衣。亦應此日皆捨。若此日不捨。至十一日明相出時。十日中所得衣皆尼薩耆波逸提。若有過十日衣。應捨與比丘僧。若與一二三比丘。不得捨與餘人及非人。捨已然後悔過。若不捨而悔過者罪益深。除長三衣。若長餘衣乃至手巾過十日皆突吉羅。比丘尼亦如是。式叉摩那沙彌。沙彌尼突吉羅。若淨施不犯。(T22, 23b29—c9)

ここには、手に入れた余分の衣に対処する方法の一つとして淨施の語が見られ、この手続きを経た衣に関しては罪に該当しないとされている。特に判例部分では、猶予期間となる十日間に関して、第一日目からはじめて十日目に至るまでに衣を入手する様々なケースを想定し、それらにどのように対処すべきかが解説されているが、いずれの場合にも「捨てるか、受

— 236 — 律藏が示す淨施の種々相 (山極伸之)

持するか、人に施すか、浄施すべきである。」としており、この四つの対応を行った場合には罪にならないとしている。『五分律』も、この箇所では浄施の具体的な内容には全く触れておらず、この点も〈パーリ律〉に対応している。

2) 波逸提81条

『五分律』では、波逸提81条が〈パーリ律〉59条に対応する。まず因縁譚が以下のように説かれる。

【因縁譚】 (T22, 69a14—b16)

①佛が舍衛城にいた時、跋難陀が達摩比丘に浄施した衣をめぐって、問題が生じた。

②これを契機として佛が〈浄施をしてはならない相手（知らない者、在家者など）〉と〈浄施をしてよい相手（出家の五衆）〉とを示す。さらに具体的な方法として「遙示浄施」と「展轉浄施」とを示す。

遙示浄施＝自分の所持している余分の衣を「衣を捨てる」と三度唱え、その後「衣を受ける」と三度唱え、さらにその後、「この長衣を某甲に浄施する。彼に従って使用する」と三度唱えるもの。

展轉浄施＝浄施しようとする比丘（＝A比丘）が「あなた（＝B比丘）のもとで浄施します」と表明する。これを受けてB比丘は「私のもとで浄施がなされたが誰に衣を与えるべきですか」と尋ね、A比丘は「五衆中で随意に与えて下さい」と答える。これを受けてB比丘は「私は某甲（＝C比丘）に与えます。A比丘は必要に応じてC比丘に従ってこれを使用して下さい」と言って、手続きが完了する。

③B比丘がC比丘に浄施がなされたことを伝えると、C比丘は長衣罪を畏れて受けなかった。

④佛は「C比丘に〔浄施がなされたことを〕語ってはならない」として、学処を制定する。

このように、81条の因縁譚には浄施に関する具体的な内容が詳細に示されている。細部には異なりがあるものの、浄施を二種に分けるという点で〈パーリ律〉59条と全体的には対応している。この後で学処が提示されるが、それは以下の通りである。

【学処条文】

若比丘與比丘比丘尼式叉摩那沙彌沙彌尼淨施衣還奪波逸提。(T22, 69b16—18)

学処条文中にも浄施という語が含まれている点で〈パーリ律〉と一致するが、『五分律』の場合、すべてを因縁譚の中に含みこんで説明しているため、因縁譚の内容と学処とが必ずしも明確には一致していないという点に留意する必要がある。また、浄施を行う人は出家の五衆に限ると明示している点、「一人での浄施」が認められている点、第三者を介する浄施の場合、第三者（C比丘）に浄施が行われたことを告げてはならない点などに〈パーリ律〉との違いが見いだされる。

【4】『四分律』に見られる浄施

1) 尼薩耆波逸提 1 条

『四分律』捨墮 1 条の学処は以下の通りである。

【学処】

若比丘衣已竟迦絺那衣已出畜長衣經十日不淨施得畜。若過十日尼薩耆波逸提。

(T22, 602a11—12)

ここに掲げた学処の内容は、全体としては〈パーリ律〉『五分律』とほぼ対応するが、『四分律』の場合、条文中に淨施の語を含む点が大きく異なっている。この後に示される判例部分には、学処の適用に関わる長い説明が存在するが、その要点は以下のようにまとめられる。

【判例】 (T22, 602a17—603a18)

①十日の間で何日目に衣を入手したかに応じた罪の状況の提示と淨施との関わりの解説。

例) 初日に衣を得て、二日目にも衣を得て、三日目にも衣を得て……十日目にも衣を得た場合、十一日目にはどのような罪となるか→初日が基準となるので獲得した衣すべてが尼薩者となる。

②捨墮衣を捨ててサンガに与えるための方法（白と懺悔）。

③懺悔した比丘に衣を返還するための白二羯磨の作法（返還しなければ突吉羅）。

④犯（有罪）と不犯（無罪）の具体的な提示。

『四分律』の捨墮1条も、〈パーリ律〉『五分律』と同様に、淨施の具体的方法は明示しない。一方、条文中に淨施を含んでいる点、判例が詳細に語られている点、捨墮罪に抵触した衣の処理の仕方（サンガへの捨と懺悔した比丘への返還）を詳しく説いている点で、〈パーリ律〉『五分律』とは異なりを有している。

2) 波逸提59条

『四分律』の場合、波逸提59条が〈パーリ律〉59条・『五分律』81条に対応する。

【学処】

若比丘與比丘比丘尼式叉摩那沙彌沙彌尼衣。後不語主還取著者波逸提。

(T22, 676a28—b1)

『四分律』の場合は先の二律と異なり、因縁譚の部分にも学処条文にも浄施の語はあらわれず、59条はあくまでも衣を与えて、後から取り返した場合についての規定とされている。ところが、条文解釈ならびに判例部分では、規定を浄施と結びつけた記述が存在しており (T22, 676b2—19)、その内容を整理すると以下のようにまとめられる。

①「與衣」とは「衣の浄施」である。

②衣の浄施には「眞實浄施」と「展轉浄施」の二種がある。

眞實浄施＝「私にこの浄がなされていない衣があります。今これを浄のために長老に与えます。眞實浄のために」と語るもの。

展轉浄施＝A比丘「私にこの浄がなされていない衣があります。今これを浄を目的として長老 (B比丘) に与えます。浄のために」。B比丘「長老 (A比丘) にこの浄がなされていない衣があり、今それが浄を目的として私に与えられ、私はそれを受けました」。B比丘「誰にこれを与えたいと考えますか」。A比丘「某甲 (C比丘) です」B比丘「長老 (A比丘) にこの浄がなされていない衣があり、今それが浄を目的として私に与えられ、私はそれを受けました。受けてからこれをC比丘に与えます。これはC比丘の所有するものです。あなた (A比丘) は、C比丘のためにこれを守護して随意に使用して下さい」

③眞實浄施の場合、比丘は主 (所有主) に問わずに使用してはならない。

一方、展轉浄施の場合、主 (所有主) に語って使用してもよいし、語らずに使用しても構わない。この部分では、規定の対象となる行為が浄施であると限定され、その内容に「眞實浄施」と「展轉浄施」二種があること、さらにそれぞれの浄施において、いかなる言葉を用いて行うのか

が具体的に示されている。その上で、眞實淨施の場合、比丘は所有主に問わずに使用してはならないとするが、展轉淨施の場合、所有主に語って使用してもよいし、語らずに使用しても構わないとする。従って、淨施の手続きがここに明示されているといえる。この点は先に触れた二律とも共通し、淨施に二種類の区別があること、淨施の具体的な内容を示す部分であることの二点で、三律は共通している。しかし先の二律と違い、淨施を説くのは条文解釈以降であること、および『四分律』がこれらの事例について「淨施衣」という名称を用いている点には留意しなければならない。

【5】『摩訶僧祇律』に見られる淨施

1) 尼薩耆波夜堤 1 条

『摩訶僧祇律』捨墮 1 条の学処は以下の通りである。

【学処】

若比丘衣已竟。迦絺那衣已捨。若得長衣得至十日畜。過十日者。尼薩耆波夜提。

(T22, 292b26—27)

kṛtacivarehi bhikṣūhi uddhṛtasmin kaṭhine daśāhaparamaṃ bhikṣuṇā atirekacivaraṃ dhārayitavyaṃ | taduttariṃdhāreya, nissargikapācittikaṃ | (Tatia, PrāMoSū. 13. 16—17; Pacow, PrāMoSū. 14. 16—17)

作衣を終えた比丘たちによっては、迦絺那衣が放棄された時、十日間を限度として比丘は余分の衣を保持すべきである。それを過ぎて保持すれば、捨墮となる。

『摩訶僧祇律』の場合、1条の因縁譚中に「淨施法」の語が用いられているものの、漢訳、梵本ともに学処条文に淨施を示す語は存在しない。この点はパーリ律『五分律』と共通している。条文解釈にも淨施は説かれず、淨施に関する記述は判例部分において説明される。その要点をまとめると以下の通りである。

【判例】（T22, 292b13—293c16）

- ①十日の間で、何日目に衣を入手したかに応じた罪の状況の提示、および淨施との関わりについての解説。
- ②作淨をなすべき相手：作淨の相手との距離：作淨をなすべき衣の大きさ等。
- ③「捨衣」の具体的な方法としての白四羯磨の次第。
- ④「捨衣」の後に返還された衣についての対応の次第。

このように、判例部分には捨墮の成立状況と淨施の関係、作淨をなすべき相手、作淨の相手との距離、作淨をなすべき衣の大きさ、捨衣の方法としての白四羯磨、捨衣の後に返還された衣への対応方法（受持するか淨施）などが詳細に示されている。羯磨を説く点では『四分律』と共通する一面を有しているが、全体としては先の三律よりも具体的かつ詳細な説明を行っている。また「淨施」という訳語も見られるが、ほとんどの場合、「作淨」の語が用いられていて、先の漢訳二律と異なる語法が見られる点にも留意する必要がある。

2) 單提63条

『摩訶僧祇律』の場合、單提63条が〈パーリ律〉59条・『五分律』81条・『四分律』59条に対応する。

【学処】

若比丘與比丘比丘尼。式叉摩尼沙彌沙彌尼衣。後不捨而受用者。波夜
— 242 — 律藏が示す淨施の種々相（山極伸之）

提。(T22, 379a8—10)

yo puna bhikṣu bhikṣusya vā bhikṣuṇīya vā śrāmaṇerasya vā śrāmaṇerīye vā śikṣamāṇāye vā cīvaraṃ datvā apratyuddhareya paribhuñjeya, apratyuddhāraparibhoge pācittikaṃ. (Tatia, PrāMoSū. 26. 3-5; Pacow, PrāMoSū. 30. 1-3)

またもし比丘が、比丘・比丘尼・式叉摩尼・沙彌・沙彌尼に衣を与えて、返還されていないのに受用すれば、返還していないものの受用における波夜提となる。

因縁譚では、問題となった衣が浄施衣であるとされるが (T22, 379a2-8), それに端を發して制定される学処条文中に浄施の語はなく、ただ「衣を与えて」とのみ表現されている。この点は、漢訳・梵本ともに一致している。先に掲げた三律の中に因縁譚と学処がこのような関係を示しているものはなく、『摩訶僧祇律』のみの特徴を示している。但し、学処のみに限って見れば、浄施を説かないという点で『四分律』と対応する。これに続く条文解釈および判例部分の内容を整理すると以下のようにまとめられる。

【条文解釈および判例】 (T22, 379a10-b5)

- ① 「與」とは、浄施して五種の者 (出家の五衆) に与えること
- ② 「捨」の方法の提示 (浄施した衣はそのまま受持衣とすることはできず、使用する場合には今の受持衣を捨ててから、「浄施衣」を「受持衣」に変更して使用しなければならない)
- ③ 「浄施法」の提示 = 具体的な浄施の言葉の提示：二種の浄施 (= 対面浄施：対他面浄施) の提示

結局『摩訶僧祇律』は、学処が示す「與」を浄施であるとした上で、その対象を五種の人 (出家の五衆) に限定している。その上で、受持と捨と

浄施という三種の手続きについて、比丘が口にすべき具体的な言葉とともに明示している。さらに、浄施を「浄施法」と呼んだ上で、具体的な浄施の言葉を提示し、二種の浄施（対面浄施・対他面浄施）の方法について解説を行っている。浄施を二種に分けて理解する点は、先の三律と同じであるが、具体的な内容については、直接・間接といった浄施の行い方を示すことよりも、そうして浄施が行われた後で、衣を実際に受用する際の注意点を掲げることに力点が置かれており、その点で先の三律とは異なる立場があらわれている。

【6】『十誦律』に見られる浄施

1) 尼薩耆波夜提 1 条

『十誦律』捨墮 1 条の学処は以下の通りである。

【学処】

若比丘衣竟。已捨迦絺那衣。畜長衣得至十日。若過是畜者。尼薩耆波夜提。

(T23, 30a28—b1)

niṣṭhitacivareṇa bhikṣunā uddhṛte kaṭhine daśāhaparamam atiriktam civaram dhārayitavyam tata uttaram dhārayen niḥsargikā pātayantikā 1. (Simson, PrāMoSū. 184. 4—5)

衣がおわった比丘によっては、迦絺那衣が放棄された時、十日間を限度として余分の衣が保持されるべきである。それを過ぎて保持すれば、捨墮となる。

因縁譚・学処条文ともに浄施を示す内容はないが、これに続く判例の部分で、長衣をめぐる先の諸律で浄施として扱われた内容に関する説明を

行っている。

【判例】

是中犯者。若比丘。初一日得衣畜二日捨二日得衣三日捨。三日得衣四日捨。四日得衣五日捨。五日得衣六日捨。六日得衣七日捨。七日得衣八日捨。八日得衣九日捨。九日得衣十日捨。十日得衣十日時。比丘是衣。應與人若作淨若受持。若不與人不作淨不受持。至十一日地了時。尼薩者波夜提。(T23, 30b13—20)

このように、『十誦律』は捨墮1条において、比丘が手に入れた余分の衣に対処する方法の一つとして作淨を条件の一つに掲げており、この手続きを経た衣に関しては罪に該当しないと説いている。但し、日数に関する説明を執拗に繰り返すだけで、作淨が具体的にどのような手続きを示すものであるかについては全く記述されていない。また、『五分律』などの漢訳諸律が、淨施の語を用いているのに対して、『十誦律』では作淨としか呼ばれていない点にも留意する必要がある。

2) 波逸提68条

一方、波逸提68条は、以下のような内容となっている。

【学処】

若比丘與他比丘比丘尼式叉摩尼沙彌沙彌尼衣。他不還。便強奪取著。波逸提。

(T23, 114c24—26)

yaḥ punar bhikṣur bhikṣoḥ pātraṃ vā cīvaraṃ vā dat(t)vā tataḥ paścād apratyuddhārya paribhuñjīt pātayantikā 68. (Simson, PrāMoSū. 226. 5—6)

またもし比丘が、比丘に衣あるいは鉢を与えて、その後、返還され

ていないのに受用すれば、波夜提となる。

因縁譚では、六群比丘の与えた衣を強引に奪い返すという行為が問題となり、それに因んで学処が制定されるが、因縁譚・学処ともに浄施あるいは作浄の語はなく、ただ「衣を与えて」と表現されていて、この点は、漢訳・梵本ともに一致している。因縁譚と学処がこのような関係を示しているのは、先に掲げた四律のうちでは『四分律』59条だけであり、『十誦律』68条と『四分律』59条とは、構造的によく対応している。これに続く条文解釈および判例部分は以下のようにまとめられる。

- ①余分の衣は作浄して蓄えるべきであるとされる。
- ②A比丘が「現前作浄」してB比丘に衣を与えたが、B比丘が衣を返還せず争いとなった。
佛は「現前で与えてはならない」とする。また、複数を相手として行っ
てはならず、よく考えてから一人の信頼にたる人に対して行うべきであ
るとする。
- ③作浄を二種に分けて説かない（展転浄施に該当する説明はない）。
- ④学処条文では衣だけが示されているが、判例では衣鉢とする。
- ⑤他に与える衣のあった比丘が六群比丘の一人に衣を与えたが、後から返
してもらえなかった。悩んだ比丘は「浄すべき衣があったので六群比丘
の一人に与えたが、返してくれなかった」と佛に告げた。佛は「この施
は眞實とは呼ばない。すぐに衣を与えられた比丘は返還しなければなら
ない。求めて返してもらえればよいが、もし得られなければ強引に奪い
返してもよい。比丘が所有する常用衣を随意に他者に与えてはならない。
作浄をするか、受持するか、施す場合は無罪である」と定める。

『十誦律』の場合、他律同様、判例部分に作浄の方法を示す点、この規則を作浄と関係づけている点で共通点を見ることができ、浄施の語を

用いない点、二種の淨施を示していない点で他律とは異なっている。また、最後の部分は難解であるが、「与えること」「作淨」「施」を厳密に区別しようとしていると考えられ、この部分による限り、「現前で（直接）」衣を「与えること」をはじめとして、安易に衣を与えることが禁止されている。「与えること」を禁止しながら、「作淨・受持・施」を行えば無罪であるとの立場を示しており、先の四律よりも厳格な運用をしようとしているとも考えられる。

【7】〈根本説一切有部律〉に見られる淨施

1) 泥薩祇波逸底迦 1 条

〈根本説一切有部律〉捨墮 1 条の学処は以下のように示される。

【学処】

若復苾芻作衣已竟羼恥那衣復出得長衣齊十日。不分別應畜。若過畜者。泥薩祇波逸底迦。(T23, 711c14—16)

dge slong chos gos zin pas sra brjyang phyung na zhag bcu'i bar du
gos lhag pa **rung bar ma byas pa** bcang bar bya'o / de las 'das par
bcangs ba spang ba'i ltung byed do // (D. Cha 41b4-5 : P. Je 38a7)

衣をおえた比丘によって、迦絺那衣が放棄された時、十日間に限って、余分の衣を淨施せずに蓄えるべきである。それを過ぎれば捨墮となる。

niṣṭhitacīvareṇa bhikṣunā uddhṛte kaṭhine daśāhaparamaṃ
atiriktacīvaraṃ **avikalpitaṃ** dhārayitavyaṃ tata uttari dhārayen
naisargikā pāyantikā | (Banerjee, PrāMoSū. 25. 4—5)

衣がおわった比丘によって、迦絺那衣が放棄された時、十日間を限度として余分の衣は、淨施なしに保持されるべきである。それを過ぎて

保持すれば、捨墮となる。

このように、学処条文には浄施に該当する語が見られる。これを義浄は「分別」と訳しており、チベット訳、ならびに梵本から、原語としての avikalpita (rung bar ma byas pa) が確認される。義浄は、浄施という言葉が、先行する漢訳律に存在することを知りながら、原語の持つ意味に忠実な訳として、これを「分別」としたようである⁽⁹⁾。これに続く条文解釈、判例の事例は省略するが⁽¹⁰⁾、訳語に異なりはあるものの、判例部分で浄施(分別)に関して説明を行っている点、および浄施の作法を具体的に説明しない点は他律と共通する。一方、学処条文中に浄施の語を含んでいる点は『四分律』とのみ共通するが、条文解釈においてこの語が解説されていない点には注意しなければならない。

2) 波逸底迦68条

波逸提68条は以下の通りである。

【学処】

若復苾芻受他寄衣。後時不問主輒自著用波逸底迦。(T23, 851c13—14)
yang dge slong gang dge slong la gos byin nas de'i 'og tu rdeng med
par spyod na ltung byed do // (D. Ja 276a4; P. Nye 258a6)

およそ比丘が、比丘に衣を与えて、その後、返還されていないのに受用すれば、波逸提となる。

このように、学処条文中に浄施を示す語はない⁽¹¹⁾。従って、根本有部の波逸提68条には浄施の語がなかったと判断すべきである。さらに、これに続く条文解釈や判例部分においても浄施(分別)の語は見られない。結局、〈根本説一切有部律〉は浄施に関する具体的な手続きをこの箇所ですべておらず、この点が先の五律とは大きく異なっている。

【8】 おわりに

以上、諸律に見られる浄施の用例を提示してきたが、最後に諸律が示す浄施の全体像について整理してみたい。まず、捨墮1条に浄施が結びつけられている点はすべての律に共通している。しかし、いずれの律も1条部分で浄施の具体的な手続きについて説明を行っていない。『四分律』と〈根本説一切有部律〉は学処条文中に浄施の語を掲げるが、1条の内容全体から考えた場合、〈パーリ律〉『五分律』『摩訶僧祇律』等に見られる形が本来のもので、『四分律』〈根本説一切有部律〉は何らかの理由で改変を加えたと思われる。また、浄施は「受持」等と対をなし、無罪となる場合の条件として説明されているが、律によってこの条件には異なりが見られる。

一方、波逸提では、置かれる位置は異なるものの、〈パーリ律〉59条とそれに対応する諸律のそれぞれの波逸提が、ほぼ対応する学処条文となっており、根本有部律を除く五律で浄施の具体的な方法を説く箇所となっている。中でも、〈パーリ律〉『五分律』は学処条文中に浄施の語を含んでおり、規定と浄施とを直接結びつけている。また、〈パーリ律〉『五分律』『四分律』『摩訶僧祇律』は浄施の方法に二種類あることを示し、その内容もほぼ共通すると言える。ただし、細部を見た場合、律によっては浄施の具体的な手続きを明瞭に示しているとは言えないものもある。また、直接的な浄施と間接的な浄施のうち、どちらが重視されているのかに関しても曖昧な状況を呈している。『十誦律』は浄施（作浄）を説くものの、二種の浄施を示さない点で他律と立場が異なるし、根本有部律はこの学処を浄施と結びつけないなど、有部系の律の場合は他の四律と異なる立場が示されている。

浄施の機能について見た場合、諸律の波逸提に提示される内容から、本来ならば所有することができない物品の所有権を、自分から他者に移し、自らが所有していないという形式を成立させて、その上で物品を使用する権利を維持するための手続きであると考えられる。ほとんどの律が口頭で浄施を行うことを宣言する方法を提示しているが、相手の有無や、対象者の設定などには律による違いが見られ、浄施の運用方法に関しては、部派ごとに差異があったと考えられる。一方、浄施を行う対象者が出家の五衆に限られる点は諸律に共通する。また、浄施を行える物品として、衣だけでなく、鉢や食べ物も含まれる点もほぼ共通すると言える。

諸律の提示する内容から、浄施については以上のようにまとめることができるが、一方で残された課題も多い。まず、主として浄施と訳される元となった原語については、パーリ、Sktともに $vi-\sqrt{k}ip$ に由来することがほぼ確認されたが、なぜこの言葉が「浄施」に該当する内容を指す語として使用されるに至ったのかは未だ不明である。さらに、その語が「浄施」と翻訳された経緯も諸律の記述からは解明できない。有部系の律が異なる訳語を用いている点も含めて、その経緯を明らかにする必要がある。そもそも、 $\langle vi-\sqrt{k}ip : \text{浄施} \rangle$ として位置づけられるこの手続きが、いったいどこから発生し、いかにして仏教教団において採用されたものであるのかも不明である。このような観点に留意しながら、kappa や kappiya など、他の「浄法」との関係も含めて、律蔵全体にわたる浄法の総合的な検討を継続していきたい。

[Abbreviations]

VRI=Vipassana Research Institute Edition (Dhammagiri-Pāli-Ganthamālā=DPG); Pār=Pārājikapāli (DPG 88); Pāc=Pācittiyapāḷi

(DPG 89) ; Mahāv = Mahāvaggapāli (DPG 90) ; Cūḷav = Cūḷavaggapāli (DPG 91) ; PTS = Pāli Text Society ; VP = Vinaya Piṭaka ; Tatia, PrāMoSū = *Prātimokṣasūtram of the Lokottaravādimahāsāṅghika School*, ed. Nathmar Tatia, Patna 1976 ; Pachow, PrāMoSū = *The Prātimokṣa-sūtra of the Mahāsāṅghikas*, ed. W. pachow, Allahabad, 1956 ; Simson, PrāMoSū = *Prātimokṣasūtra der Sarvāstivādins Teil II* (SHT XI), hg. Georg von Simson, Göttingen 2000 ; Banerjee, PrāMoSū = *Two Buddhist Vinaya Texts in Sanskrit*, ed. A C Banerjee, Calcutta, 1977.

註

- (1) 拙稿「パーリ律經分別にみられる淨法」『香川孝雄博士古稀記念論集 佛教学淨土学研究』2001年、(左) 203頁～221頁、同「パーリ律制度にみられる淨法」『文学部論集』(佛教大学) 2003年、第87号、(左) 1頁～15頁、「パーリ律パリアヴァーラと淨法」『高橋弘次先生古稀記念論集 淨土学佛教学論叢』第2巻、2004年、217頁～235頁参照。なお、この問題に関わる先行研究や、近年の研究状況等に関しては、問題点も含めて上記拙稿の中でまとめて提示しているので参照されたい。
- (2) 諸律に見られる「淨施」の事例は、本小論で示すように捨墮と波逸提を中心とはしているが、実際には様々な形で律全体に散見される。そのすべてを限られた紙数の中で扱うことはできないので、今回は諸律の捨墮1条、および波逸提で「淨施」に直接関連する規定のみを掲げることとした。すべての事例を網羅した検討は別の機会に行うことを予定している。
- (3) Nissaggiya-pācittiya は、後述するように、漢訳では「尼薩者波逸提」あるいは「捨墮」と訳される(同一律内で両方の訳語が使われる場合もある)。本小論でこの罪を指す場合は、表題の部分を除いて、便宜的に「捨墮」を使用することとする。言語的な意味については平川彰『二百五十戒の研究 II』1993年、47頁～56頁参照。
- (4) ここで許される時期には、①安居の後に衣の修繕や新調のために設けられた1か月間(=衣時)と、②カティナ衣(安居に精勤した比丘に特別に与えられる衣)の保持を認められている5か月間(=カティナ衣時)の二種があるとされる。この点に関しては、例えば平川彰『二百五十戒の研究 II』1993年、66頁～70頁、佐藤密雄『原始仏教教団の研究』1963年、703頁～715

頁等参照。

- (5) ここで「受持されたものでなく」と訳した *anadhīṭṭhā* は、浄法とは別に問題を有すると思われる用語である。律文献の様々な場面で *adhīṭṭhā* の語が用いられていて、そのほとんどが律規定に抵触する問題を解決するための特定の手続きとして示されており、結果的に浄法に相通ずる側面を有しているとも言えるが、詳細に関してはいまだ十分には明らかにされていない。この点については、次の研究を参照されたい。岸野亮示「律文献に散見される *adhī√sthā-* の用語について」『日本佛教学会年報』第73号、2008年、239頁～255頁。
- (6) この点は判例部分で詳述される。VRI Pār, 305. 1–2; PTS VP3, 197. 18–19; VRI Pār, 305. 9; PTS VP3, 196. 28.
- (7) Sp の捨墮1条部分は、浄施に二種あることを示し、他の比丘に直接あるいは間接に衣の所有権を譲渡し、その所有者の了承を得て自分が衣を使用するという内容を具体的な作法もまじえながら説明している (VRI Pār-Aṭṭh2, 208. 1–209. 13; PTS Sp, 648. 3–649. 27)。この点については、後述する波逸提59条の部分を参照。
- (8) この点は、捨墮3条 (VRI Pār, 314. 6–9; PTS VP3, 204. 35–38), 21条 (VRI Pār, 365. 13; PTS VP3, 243. 24), 25条 (VRI Pār, 380. 22; PTS VP3, 255. 11–12), 27条 (VRI Pār, 386. 4; PTS VP3, 259. 22–23), 28条 (VRI Pār, 389. 16; 389. 22–390. 2; PTS VP3, 262. 14; 262. 22–24) でも同じであり、対象となる事物が三衣だけでなく、衣の材料となる布、余分の鉢、急施衣と変わっても、捨墮1条を踏まえて同様の解説が行われていくのである。
- (9) 義淨は『根本説一切有部百一羯磨』の割注で以下のように解説する。「舊云説淨者取意也。」(T24, 498a29); 「但有如此一途。分別衣法更無展轉眞實之事。」(T24, 498b3)
- (10) T23, 711c25–26; D. Cha 42a3; P. Je 38b4–5; T23, 711c28–712a2; D. Cha 42a4–44a1; P. Je 38b6–8.
- (11) Banerjee は Tib 訳から次のような復元を行っている; [*yaḥ punar bhikṣur bhikṣoś cīvaraṃ vikalpya tataḥ paścād apratyuddhārya paribhūṃjīta pāyantikā*] (Banerjee, PrāMoSū. 42. 3–4)。ここには、*vikalpya* の語が想定されているが、上に掲げたように Tib 訳には「与えて」とあるだけで浄施を示す語はない。